

## II 監事の意見書

漁業災害補償法第67条第2項の規定において準用する第35条第1項の規定に基づき、理事より提出された令和4年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び損失金処理案の各事項について監査しました。

その内容は適正なものと認めます。

以上、同法第67条第2項の規定において準用する第35条第3項の規定に基づき、意見書を提出致します。

令和5年5月30日

全国漁業共済組合連合会

監	事	三	津	谷	廣	明
	同	中	島	謙	二	
	同	長	岡	英	典	